

官報

号外

平成十年十二月十一日

○第四百四十四回 衆議院會議録 第六号

平成十年十二月十一日(金曜日)

平成十年十二月十一日

午後二時三十分 本会議

○本日の会議に付した案件

檢察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙
公正取引委員会委員任命につき同意を求めるの
件

金融再生委員会委員任命につき同意を求めるの
件

株価算定委員会委員任命につき同意を求めるの
件

漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の
締結について承認を求めるの件(参議院送付)

排他的経済水域における漁業等に関する主権的
権利の行使等に関する法律及び海洋生物資源
の保存及び管理に関する法律の一部を改正す
る法律案(内閣提出、参議院送付)

午後二時三十三分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きま
す。

檢察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙

○議長(伊藤宗一郎君) 檢察官適格審査会委員及
び同予備委員の選挙を行います。

○岸田文雄君 檢察官適格審査会委員及び同予備
委員の選挙は、その手続を省略して、議長におい
て指名されることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 岸田文雄君の動議に御異
議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。
よって、動議のとおり決まりました。

議長は、檢察官適格審査会委員に
玉沢徳一郎君 及び 鳩山 邦夫君
を指名いたします。

また、
古屋圭司君を玉沢徳一郎君の予備委員に、
河村建夫君を瓦力君の予備委員に、
横路孝弘君を鳩山邦夫君の予備委員に
指名いたします。

公正取引委員会委員任命につき同意を求める
の件

金融再生委員会委員任命につき同意を求める
の件

株価算定委員会委員任命につき同意を求める
の件

○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたします。

内閣から、

公正取引委員会委員

金融再生委員会委員

及び
株価算定委員会委員に

次の諸君を任命することについて、それぞれ本院
の同意を得たいとの申し出があります。

内閣からの申し出中、まず、公正取引委員会委
員に本間忠良君を任命することについて、申し出
のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、同意を与えることに決まりました。

次に、

金融再生委員会委員に磯部朝彦君、片田哲也
君、清水湛君及び中地宏君を、

株価算定委員会委員に石井清之君、大橋正春
君、落合誠一君、筒井義郎君及び福岡年勝君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与
えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、い
ずれも同意を与えることに決まりました。

○岸田文雄君 議案上程に関する緊急動議を提出
いたします。

参議院送付、漁業に関する日本国と大韓民国と
の間の協定の締結について承認を求めるの件を議
題とし、委員長報告を求め、その審議を進めら
れることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 岸田文雄君の動議に御異
議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定
の締結について承認を求めるの件(参議院
送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 漁業に関する日本国と大
韓民国との間の協定の締結について承認を求める
の件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長中馬弘毅
君。

漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の
締結について承認を求めるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(中馬弘毅君登壇)

○中馬弘毅君 ただいま議題となりました日韓漁
業協定につきまして、外務委員会における審査の
経過及び結果を御報告申し上げます。

我が国と韓国との漁業関係は、これまで昭和四
十年に締結された現行の漁業協定のもとで維持さ
れていますが、両国について平成八年に発効した

平成十年十二月十一日 衆議院會議録第六号

国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、原則として沿岸国が自国の排他的経済水域において海洋生物資源の管理を行うことを基本とする新たな漁業秩序を日韓間に確立するため、本協定を締結することとなり、西国間の累次の協議を経て、平成十年十一月二十八日、鹿児島において本協定の署名が行われました。

本協定は、基本的に旗国主義に基づいた資源管理措置をとっている現行協定にかわる新たな日韓間の漁業協定であり、その主な内容は、本協定が適用される協定水域は両締約国の排他的経済水域とし、各締約国は、互恵の原則に立脚して、自国の排他的経済水域において他方の締約国の国民及び漁船が漁獲を行うことを許可すること、各締約国は、自国の排他的経済水域における他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる魚種、漁獲割り当て量、操業区域その他の操業に関する具体的な条件を毎年決定すること、協定水域のうち、日本海及び東シナ海の一部に設定する水域については、相互入会措置を適用せず、当該水域における取り締まりは旗国により行われること等であります。

本件は、去る十二月四日参議院より送付され、十日外務委員会に付託されたものであります。外務委員会におきましては、本十一日高村外務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件 排他的経済水域における漁業等に関する主権の権利の行使等に関する法律及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案 議長報告

二

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○岸田文雄君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、参議院送付、排他的経済水域における漁業等に関する主権の権利の行使等に関する法律及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 岸田文雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

排他的経済水域における漁業等に関する主権の権利の行使等に関する法律及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 排他的経済水域における漁業等に関する主権の権利の行使等に関する法律及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員長穂積良行君。

排他的経済水域における漁業等に関する主権の権利の行使等に関する法律及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔穂積良行君登壇〕

○穂積良行君 ただいま議題となりました排他的経済水域における漁業等に関する主権の権利の行使等に関する法律及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴い、漁業に関する主権の権利の行使並びに海洋生物資源の保存及び管理を的確に行うために、対象水域を明確化する等所要の措置を講ずるものであります。

本案は、去る十二月四日参議院から送付され、昨日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、本日中川農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行いました。質疑を終局し、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十三分散会

出席国務大臣

外務大臣 高村 正彦君
農林水産大臣 中川 昭一君
国務大臣 野中 広務君
国務大臣 柳沢 伯夫君

○議長報告

(報告書受領)

一、去る九日、内閣から次の報告書を受領した。

第四百四十二回国会衆議院において採択された請願の処理経過

(委員推薦通知)

一、昨日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

(東北地方開発特別委員会) 荒井 広幸君
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

石橋 一弥君

望月 義夫君

[illegible]

(議案付託書)

一、去る十一月二十七日、安全保障委員会に付託した自衛隊員倫理法案(小川元君外三名提出、第四百四十二回国会衆法第三十七号)は、昨十日、これを内閣委員会に付託替えした。

一、去る十一月二十七日、行政改革に関する特別委員会に付託した国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案(松本善明君外一名提出、第四百四十二回国会衆法第一九号)、国家公務員法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(若松謙維君外四名提出、第四百四十三回国会衆法第一八号)、特殊法人の役員等の給与等の規制に関する法律案(若松謙維君外四名提出、第四百四十三回国会衆法第一九号)及び日本銀行法の一部を改正する法律案(若松謙維君外四名提出、第四百四十三回国会衆法第二〇号)は、昨十日、これを内閣委員会に付託替えした。

(議案送付)

一、去る八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法案
一、去る八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

平成十年度一般会計補正予算(第三号)
平成十年度特別会計補正予算(特第二号)
平成十年度政府関係機関補正予算(機第二号)
新事業創出促進法案
小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案

一、去る九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権の付与に関する法律案(東中光雄君外二名提出)
国会における審議の活性化等を図るための国会法及び国家行政組織法等の一部を改正する法律案(池田元久君外十一名提出)

(議案通知)
一、去る八日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。
財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案(伊藤英成君外八名提出)

(調査要求承認)
一、科学技術委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る九日これを承認した。
国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、科学技術振興の基本施策に関する事項
二、原子力の開発利用とその安全確保に関する事項
三、宇宙開発に関する事項
四、海洋開発に関する事項
五、生命科学に関する事項
六、新エネルギーの研究開発に関する事項

二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十年十二月九日
科学技術委員長 大野由利子
衆議院議長 伊藤宗一郎殿
(質問書提出)
一、昨十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
「海上コンテナ」の陸上輸送における安全確保に関する質問主意書(寺前巖君提出)
(答弁通知書受領)
一、去る八日、内閣から衆議院議員坂坂展人君提出死刑執行と法務省に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十一年一月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る八日、内閣から衆議院議員吉井英勝君外二名提出し草産地救済に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年十二月十六日まで回答する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十年十二月四日
参議院議長 斎藤 十朗
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件
漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件
漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

定 漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定
日本国及び大韓民国は、
海洋生物資源の合理的な保存及び管理並びに最適利用の重要性を認識し、
千九百六十五年六月二十二日に東京で署名された日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定を基礎として維持されてきた両国間の漁業の分野における協力関係の伝統を想起し、
両国が千九百八十二年十二月十日に作成された海洋法に関する国際連合条約(以下「国連海洋法条約」という。)の締約国であることに留意し、
国連海洋法条約を基礎として、両国の間に新しい漁業秩序を確立し、両国間の漁業の分野における協力関係を更に発展させることを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

この協定は、日本国の排他的経済水域及び大韓

民国の排他的經濟水域(以下「協定水域」という。)に適用する。

第二条

各締約国は、互恵の原則に立脚して、この協定及び自国の關係法令に従い、自国の排他的經濟水域において他方の締約国の国民及び漁船が漁獲を行うことを許可する。

第三条

1 各締約国は、自国の排他的經濟水域における他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる魚種、漁獲割当量、操業区域その他の操業に関する具体的な条件を毎年決定し、その決定を他方の締約国に書面により通報する。

2 各締約国は、1の決定を行うに当たり、第十二条の規定に基づいて設置される日韓漁業共同委員会の協議の結果を尊重し、及び自国の排他的經濟水域における海洋生物資源の状態、自国の漁獲能力、相互入会いの状況その他の關係する要因を考慮する。

第四条

1 各締約国の権限のある当局は、他方の締約国から前条に規定する決定について書面による通報を受けた後、他方の締約国の排他的經濟水域において漁獲を行うことを希望する自国の国民及び漁船に対する許可証の発給を他方の締約国の権限のある当局に申請する。当該他方の締約国の権限のある当局は、この協定及び漁業に関する自国の關係法令に従って、この許可証を発給する。

2 許可を受けた漁船は、許可証を操舵室の見やすい場所に掲示し、及び漁船の標識を明確に表示して操業する。

3 各締約国の権限のある当局は、許可証の申請及び発給、漁獲実績に関する報告、漁船の標識並びに操業日誌の記載に関する規則を含む手続規則を他方の締約国の権限のある当局に書面により通報する。

4 各締約国の権限のある当局は、入漁料及び許可証の発給に関する妥当な料金を徴収することができる。

第五条

1 各締約国の国民及び漁船は、他方の締約国の排他的經濟水域における漁獲を行うときには、この協定及び漁業に関する他方の締約国の關係法令を遵守する。

2 各締約国は、自国の国民及び漁船が他方の締約国の排他的經濟水域において漁獲を行うときには、第三条の規定に従い他方の締約国が決定する他方の締約国の排他的經濟水域における操業に関する具体的な条件及びこの協定の規定を遵守するよう、必要な措置をとる。この措置は、他方の締約国の排他的經濟水域における自国の国民及び漁船に対する臨検、停船その他の取締りを含まない。

第六条

1 各締約国は、他方の締約国の国民及び漁船が自国の排他的經濟水域において漁獲を行うときには、第三条の規定に従い自国が決定する自国の排他的經濟水域における操業に関する具体的な条件及びこの協定の規定を遵守するよう、国際法に従い、自国の排他的經濟水域において必要な措置をとることができる。

2 各締約国の権限のある当局は、1の措置として、他方の締約国の漁船及びその乗組員を拿捕

し又は抑留した場合には、とられた措置及びその後科された罰について、外交上の経路を通じて他方の締約国に迅速に通報する。

3 拿捕され又は抑留された漁船及びその乗組員は、適切な担保金又はその提供を保証する書面を提供した後に速やかに釈放される。

4 各締約国は、漁業に関する自国の關係法令に定める海洋生物資源の保存措置その他の条件を他方の締約国に遅滞なく通報する。

第七条

1 各締約国は、次の点を順次に直線により結ぶ線より自国側の協定水域において漁業に関する主権的権利を行使するものとし、第一条から前条までの規定の適用上もこの水域を自国の排他的經濟水域とみなす。

- (1) 北緯三十二度五十七・〇分、東経百二十七度四十一・一分の点
- (2) 北緯三十二度五十七・五分、東経百二十七度四十一・九分の点
- (3) 北緯三十三度一・三分、東経百二十七度四十四・〇分の点
- (4) 北緯三十三度八・七分、東経百二十七度四十八・三分の点
- (5) 北緯三十三度十三・七分、東経百二十七度五十一・六分の点
- (6) 北緯三十三度十六・二分、東経百二十七度五十二・三分の点
- (7) 北緯三十三度四十五・一分、東経百二十八度二十一・七分の点
- (8) 北緯三十三度四十七・四分、東経百二十八度二十五・五分の点

- (9) 北緯三十三度五十・四分、東経百二十八度二十六・一分の点
- (10) 北緯三十四度八・二分、東経百二十八度四十一・三分の点
- (11) 北緯三十四度十三・〇分、東経百二十八度四十七・六分の点
- (12) 北緯三十四度十八・〇分、東経百二十八度五十二・八分の点
- (13) 北緯三十四度十八・五分、東経百二十八度五十三・三分の点
- (14) 北緯三十四度二十四・五分、東経百二十八度五十七・三分の点
- (15) 北緯三十四度二十七・六分、東経百二十八度五十九・四分の点
- (16) 北緯三十四度二十九・二分、東経百二十九度〇・二分の点
- (17) 北緯三十四度三十二・一分、東経百二十九度〇・八分の点
- (18) 北緯三十四度三十二・六分、東経百二十九度〇・八分の点
- (19) 北緯三十四度四十・三分、東経百二十九度三・一分の点
- (20) 北緯三十四度四十九・七分、東経百二十九度十二・一分の点
- (21) 北緯三十四度五十・六分、東経百二十九度十三・〇分の点
- (22) 北緯三十四度五十二・四分、東経百二十九度十五・八分の点
- (23) 北緯三十四度五十四・三分、東経百二十九度十八・四分の点
- (24) 北緯三十四度五十七・〇分、東経百二十九度二十一・七分の点

25 北緯三十四度五十七・六分、東経百二十九度二十二・六分の点 26 北緯三十四度五十八・六分、東経百二十九度二十五・三分の点 27 北緯三十五度一・二分、東経百二十九度三十一・九分の点 28 北緯三十五度四・一分、東経百二十九度四十一・七分の点 29 北緯三十五度六・八分、東経百三十度七・五分の点 30 北緯三十五度七・〇分、東経百三十度十六・四分の点 31 北緯三十五度十八・二分、東経百三十度二十三・三分の点 32 北緯三十五度三十三・七分、東経百三十度三十四・一分の点 33 北緯三十五度四十二・三分、東経百三十度四十二・七分の点 34 北緯三十六度三・八分、東経百三十一度八・三分の点 35 北緯三十六度十・〇分、東経百三十一度五・九分の点 2 各締約国は、1の線より他方の締約国側の協定水域において漁業に関する主権的権利を行使しないものとし、第二条から前条までの規定の適用上もこの水域を他方の締約国の排他的経済水域とみなす。	第八条 第二条から第六条までの規定は、協定水域のうち次の(1)及び(2)の水域には適用しない。 (1) 次条1に定める水域 (2) 次条2に定める水域 第九条 1 次の各点を順次に直線により結ぶ線によって囲まれる水域においては、附属書Iの2の規定を適用する。 (1) 北緯三十六度十・〇分、東経百三十一度十五・九分の点 (2) 北緯三十五度三十三・七五分、東経百三十一度四十六・五分の点 (3) 北緯三十五度五十九・五分、東経百三十二度十三・七分の点 (4) 北緯三十六度十八・五分、東経百三十二度十三・七分の点 (5) 北緯三十六度五十六・二分、東経百三十二度五十五・八分の点 (6) 北緯三十六度五十六・二分、東経百三十五度三十・〇分の点 (7) 北緯三十八度三十七・〇分、東経百三十五度三十・〇分の点 (8) 北緯三十九度五十一・七五分、東経百三十四度十一・五分の点 (9) 北緯三十八度三十七・〇分、東経百三十二度五十九・八分の点	(10) 北緯三十八度三十七・〇分、東経百三十一度四十・〇分の点 (11) 北緯三十七度二十五・五分、東経百三十一度四十・〇分の点 (12) 北緯三十七度八・〇分、東経百三十一度三十四・〇分の点 (13) 北緯三十六度五十二・〇分、東経百三十一度十・〇分の点 (14) 北緯三十六度五十二・〇分、東経百三十二度二十二・五分の点 (15) 北緯三十六度十・〇分、東経百三十度二十二・五分の点 (16) 北緯三十六度十・〇分、東経百三十一度十五・九分の点 2 次の各線によって囲まれる水域であつて、大韓民国の排他的経済水域の最南端の緯度線以北の水域においては、附属書Iの3の規定を適用する。 (1) 北緯三十二度五十七・〇分、東経百二十七度四十一・一分の点と北緯三十二度三十四・〇分、東経百二十七度九・〇分の点を結ぶ直線 (2) 北緯三十二度三十四・〇分、東経百二十七度九・〇分の点と北緯三十一度〇・〇分、東経百二十五度五十一・五分の点を結ぶ直線 (3) 北緯三十一度〇・〇分、東経百二十五度五十一・五分の点から始まり北緯三十度五十六・〇分、東経百二十五度五十二・〇分の点を通過する直線	(4) 北緯三十二度五十七・〇分、東経百二十七度四十一・一分の点と北緯三十一度二十・〇分、東経百二十七度十三・〇分の点を結ぶ直線 (5) 北緯三十一度二十・〇分、東経百二十七度十三・〇分の点から始まり北緯三十一度〇・〇分、東経百二十七度五・〇分の点を通過する直線 第十条 両締約国は、協定水域における海洋生物資源の合理的な保存及び管理並びに最適利用に関し相互に協力する。この協力は、当該海洋生物資源の統計学的情報及び水産業資料の交換を含む。 第十一条 1 両締約国は、それぞれ自国の国民及び漁船に対して、航行に関する国際法規の遵守、両締約国の漁船間の操業の安全及び秩序の維持並びに海上における両締約国の漁船間の事故の円滑かつ迅速な解決のため、適切な措置をとる。 2 1に掲げる目的のため、両締約国の関係当局は、できる限り緊密に相互に連絡し、及び協力する。 第十二条 1 両締約国は、この協定の目的を効率的に達成するため、日韓漁業共同委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 2 委員会は、両締約国の政府がそれぞれ任命する一人の代表及び一人の委員で構成されるもの	(4) 北緯三十二度五十七・〇分、東経百二十七度四十一・一分の点と北緯三十一度二十・〇分、東経百二十七度十三・〇分の点を結ぶ直線 (5) 北緯三十一度二十・〇分、東経百二十七度十三・〇分の点から始まり北緯三十一度〇・〇分、東経百二十七度五・〇分の点を通過する直線 第十条 両締約国は、協定水域における海洋生物資源の合理的な保存及び管理並びに最適利用に関し相互に協力する。この協力は、当該海洋生物資源の統計学的情報及び水産業資料の交換を含む。 第十一条 1 両締約国は、それぞれ自国の国民及び漁船に対して、航行に関する国際法規の遵守、両締約国の漁船間の操業の安全及び秩序の維持並びに海上における両締約国の漁船間の事故の円滑かつ迅速な解決のため、適切な措置をとる。 2 1に掲げる目的のため、両締約国の関係当局は、できる限り緊密に相互に連絡し、及び協力する。 第十二条 1 両締約国は、この協定の目的を効率的に達成するため、日韓漁業共同委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 2 委員会は、両締約国の政府がそれぞれ任命する一人の代表及び一人の委員で構成されるもの	(4) 北緯三十二度五十七・〇分、東経百二十七度四十一・一分の点と北緯三十一度二十・〇分、東経百二十七度十三・〇分の点を結ぶ直線 (5) 北緯三十一度二十・〇分、東経百二十七度十三・〇分の点から始まり北緯三十一度〇・〇分、東経百二十七度五・〇分の点を通過する直線 第十条 両締約国は、協定水域における海洋生物資源の合理的な保存及び管理並びに最適利用に関し相互に協力する。この協力は、当該海洋生物資源の統計学的情報及び水産業資料の交換を含む。 第十一条 1 両締約国は、それぞれ自国の国民及び漁船に対して、航行に関する国際法規の遵守、両締約国の漁船間の操業の安全及び秩序の維持並びに海上における両締約国の漁船間の事故の円滑かつ迅速な解決のため、適切な措置をとる。 2 1に掲げる目的のため、両締約国の関係当局は、できる限り緊密に相互に連絡し、及び協力する。 第十二条 1 両締約国は、この協定の目的を効率的に達成するため、日韓漁業共同委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 2 委員会は、両締約国の政府がそれぞれ任命する一人の代表及び一人の委員で構成されるもの
---	--	--	--	--	--

とし、必要な場合には、専門家で構成される下部機構を設置することができる。

3 委員会は、毎年一回、両国で交互に開催するものとし、両締約国が合意する場合には、臨時に開催することができる。2の下部機構が設置される場合には、当該下部機構は、委員会の両締約国の政府の代表の合意により、いつでも開催することができる。

4 委員会は、次の事項に関し協議し、協議の結果を両締約国に勧告する。両締約国は、委員会の勧告を尊重する。

(1) 第三条に規定する操業に関する具体的な条件に関する事項

(2) 操業の秩序の維持に関する事項

(3) 海洋生物資源の実態に関する事項

(4) 両国の間の漁業の分野における協力に関する事項

(5) 第九条1に定める水域における海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

(6) その他この協定の実施に関連する事項

5 委員会は、第九条2に定める水域における海洋生物資源の保存及び管理に関する事項に関し協議し、決定する。

6 委員会のすべての勧告及び決定は、両締約国の政府の代表の合意によってのみ行う。

第十三条

1 この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争は、まず、協議によって解決する。

2 1にいう紛争が協議により解決されない場合には、そのような紛争は、両締約国の同意により、次に定める手続に従い解決する。

(1) いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の原因が記載された当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した場合においてその要請に応ずる旨の通報を他方の締約国の政府に対して行うときには、当該紛争は、当該通報が受領された日から三十日の期間内に各締約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が当該期間の後三十日以内に合意する第三の仲裁委員又は当該期間の後三十日以内にその二人の仲裁委員が合意する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から構成される仲裁委員会に決定のため付託される。ただし、第三の仲裁委員は、いずれの一方の締約国の国民であつてもならない。

(2) いずれか一方の締約国の政府が(1)に定める期間内に仲裁委員を任命しなかった場合は第三の仲裁委員若しくは第三国について(1)に定める期間内に合意されなかった場合には、仲裁委員会は、いずれの場合においても所定の期間の後三十日以内に各締約国政府が選定する国の政府が指名する各一人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員をもって構成される。

(3) 各締約国は、自国の政府が任命した仲裁委員又は自国の政府が選定する国の政府が指名した仲裁委員に関する費用及び自国の政府が仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。第三の仲裁委員がその職務を遂行するための費用は、両締約国が折半して負担する。

第十四条

(4) 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の多数決による決定に服する。

第十五条

この協定のいかなる規定も、漁業に関する事項以外の国際法上の問題に関する各締約国の立場を害するものとみなしてはならない。

第十六条

1 この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

2 この協定は、その効力発生の日から三年間効力を有する。その後は、いずれの一方の締約国も、この協定を終了させる意思を他方の締約国に対し書面により通告することができるものとし、この協定は、そのような通告がなされた日から六箇月後に終了し、そのようにして終了しない限り引き続き効力を有する。

第十七条

千九百六十五年六月二十二日に東京で署名された日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定は、この協定の効力発生の日に効力を失う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百九十八年十一月二十八日に鹿児島で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために

高村正彦

大韓民国のために

洪淳瑛

附属書1

1 両締約国は、排他的経済水域の早急な境界画定のため、誠意をもって交渉を継続する。

2 両締約国は、この協定の第九条1に定める水域で海洋生物資源の維持が過度な開発により脅かされないようにするため、次の規定に従い協力する。

(1) 各締約国は、この水域で他方の締約国の国民及び漁船に対して漁業に関する自国の関係法令を適用しない。

(2) 各締約国は、この協定の第十二条の規定に基づき設置される日韓漁業共同委員会(以下「委員会」という。)における協議の結果による勧告を尊重して、この水域における海洋生物資源の保存及び漁業種類別の漁船の最高操業隻数を含む適切な管理に必要な措置を、自国の国民及び漁船に対してとる。	かされないようにするため、次の規定に従い協力する。 (1) 各締約国は、この水域で他方の締約国の国民及び漁船に対して漁業に関する自国の関係法令を適用しない。 (2) 各締約国は、委員会の決定に従い、この水域における海洋生物資源の保存及び漁業種類別の漁船の最高操業隻数を含む適切な管理に必要な措置を、自国の国民及び漁船に対してとる。	を確認して必要な措置をとった後、その結果を当該一方の締約国に通報する。 附属書Ⅱ 1 各締約国は、この協定の第九条1及び2に定める水域より自国側の協定水域において漁業に関する主権的権利を行使するものとし、この協定の第二条から第六条までの規定の適用上もこの水域を自国の排他的経済水域とみなす。 2 各締約国は、この協定の第九条1及び2に定める水域より他方の締約国側の協定水域において漁業に関する主権的権利を行使しないものとし、この協定の第二条から第六条までの規定の適用上もこの水域を他方の締約国の排他的経済水域とみなす。	漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書 一 本件の目的及び要旨 我が国と韓国との漁業関係は、これまで昭和四十年に締結された日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定(以下「現行協定」という。)の下で維持されているが、日韓両政府は、両国について平成八年に発効した国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、原則として沿岸国が自国の排他的経済水域において海洋生物資源の管理を行うことを基本とする新たな漁業秩序を日韓間に確立するため、本協定を締結することとなり、両国間の累次の協議を経て、平成十年十一月二十八日鹿児島で本協定の署名が行われた。 本協定は、基本的に旗国主義に基づいた資源管理措置をとっている現行協定に代わる新たな日韓間の漁業協定であり、その主な内容は次のとおりである。
(3) 各締約国は、この水域でそれぞれ自国の国民及び漁船に実施している措置を他方の締約国に通報するものとし、両締約国は、委員会(以下「委員会」という。)の勧告のための協議に参加させるに当たってその通報された内容に十分配慮する。	(3) 各締約国は、この水域でそれぞれ自国の国民及び漁船に実施している措置を他方の締約国に通報するものとし、両締約国は、委員会の自国の政府の代表を(2)の決定のための協議に参加させるに当たってその通報された内容に十分配慮する。	3 1及び2の規定は、次の各点を順次に直線により結ぶ線より北西側の水域の一部の協定水域には適用しない。また、各締約国は、この水域においては、漁業に関する自国の関係法令を他方の締約国の国民及び漁船に対して適用しない。	1 この協定は、両締約国の排他的経済水域(以下「協定水域」という。)に適用すること。 2 各締約国は、互恵の原則に立脚して、自国の排他的経済水域において他方の締約国の国民及び漁船が漁獲を行うことを許可すること。
(4) 各締約国は、この水域で漁獲を行う自国の国民及び漁船による漁業種類別及び魚種別の漁獲量その他の関連情報を他方の締約国に提供すること。 (5) 一方の締約国は、他方の締約国の国民及び漁船がこの水域において他方の締約国が(2)の規定に従い実施する措置に違反していることを発見した場合には、その事実及び関連状況を他方の締約国に通報することができる。当該他方の締約国は、自国の国民及び漁船を取り締まるに当たり、その通報と関連する事実を確認して必要な措置をとった後、その結果を当該一方の締約国に通報する。	(4) 各締約国は、この水域で漁獲を行う自国の国民及び漁船による漁業種類別及び魚種別の漁獲量その他の関連情報を他方の締約国に提供すること。 (5) 一方の締約国は、他方の締約国の国民及び漁船がこの水域において他方の締約国が(2)の規定に従い実施する措置に違反していることを発見した場合には、その事実及び関連状況を他方の締約国に通報することができる。当該他方の締約国は、自国の国民及び漁船を取り締まるに当たり、その通報と関連する事実	(1) 北緯三十八度三十七・〇分、東経百三十一度四十・〇分の点 (2) 北緯三十八度三十七・〇分、東経百三十二度五十九・八分の点 (3) 北緯三十九度五十一・七五分、東経百三十四度十一・五分の点	3 各締約国は、自国の排他的経済水域における他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる魚種、漁獲割当量、操業区域その他の
3 両締約国は、この協定の第九条2に定める水域で海洋生物資源の維持が過度な開発により脅			

操業に関する具体的な条件を毎年決定すること。

4 各締約国は、自国の国民及び漁船が相手国の排他的経済水域において漁獲を行うときには、相手国が決定する操業条件等を遵守するよう、必要な措置をとり、相手国の国民及び漁船が自国の排他的経済水域において漁獲を行うときには、自国が決定する操業条件等を遵守するよう、必要な措置をとることができること。

5 2から4までの規定は、協定水域のうち、日本海の一部に設定する水域及び東シナ海の一部に設定する水域(以下「相互入会措置をとらない水域」という。)には適用しないこと。

6 各締約国は、相互入会措置をとらない水域においては、他方の締約国の国民及び漁船に対して漁業に関する自国の法令を適用せず、この水域における海洋生物資源の保存及び漁業種類別の漁船の最高操業隻数を含む適切な管理に必要な措置を、自国の国民及び漁船に対してとること。

7 両締約国は、この協定の目的を効率的に達成するため、日韓漁業共同委員会を設置し、同委員会は、協定水域における操業に関する具体的な条件並びに海洋生物資源の保存及び管理に関する事項等に関し協議し、協議の結果を両締約国に勧告すること等を任務とする。

果を両締約国に勧告すること等を任務とする。

なお、本協定の不可分の一部を成す附属書Iは、相互入会措置をとらない水域で海洋生物資源の維持が過度な開発により脅かされないようにするために両締約国がとる措置等について、また、附属書IIは、各締約国が同水域より自国側の協定水域(一部例外を除く。)において漁業に関する主権的権利を行使すること等について規定している。

本協定は、批准書の交換の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、原則として沿岸国が資源管理を行う漁業秩序を確立するとともに、日韓間の安定した漁業関係の基礎となることと期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十年十二月十一日

外務委員長 中馬 弘毅

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年十二月四日

参議院議長 斎藤 十朗

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律

(排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部改正)

第一条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成八年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第一条の次に次の見出し及び二条を加える。

(対象水域の明確化)

第一条の二 第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「排他的経済水域」とあるのは「排他的経済水域(排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第四条の規定により我が国が

漁業、水産動植物の採捕(漁業に該当するものを除き、漁業等付随行為を含む。以下同じ。))及び探査に関する主権的権利を行使する水域の範囲について調整が行われるときは、その調整後の水域とする。」と、「水産動植物の採捕(漁業に該当するものを除き、漁業等付随行為を含む。以下同じ。))とあるのは「水産動植物の採捕」とする。

第一条の三 前条の規定により読み替えて適用される第三条第一項に規定する調整が行われる場合における同項に規定する主権的権利に関する排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第三条の規定の適用については、同条第一項第一号中「排他的経済水域」とあるのは、「排他的経済水域(排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成八年法律第七十六号)附則第一条の二の規定により読み替えて適用される同法第三条第一項の排他的経済水域をいう。以下この条において同じ。))とする。

(海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部改正)

第二条 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第一条の次に次の見出し及び二条を加える。

(対象水域の明確化)

第一条の二 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

平成十年十二月十一日 衆議院會議録第六号

排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一〇

(対象水域の明確化)

第一条の二 第二条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「我が国の排他的經濟水域」とあるのは「我が国の排他的經濟水域（排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第四条の条約の規定により我が国が海洋生物資源の採捕に関する主権的権利を行使する水域の範囲について調整が行われるときは、その調整後の水域とする。）」と、「排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）」とあるのは「同法」とする。

第一条の三 前条の規定により読み替えて適用される第二条第一項に規定する調整が行われる場合における同項に規定する主権的権利に関する排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律第三条の規定の適用については、同条第一項第一号中「排他的經濟水域」とあるのは、「排他的經濟水域（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十四号）附則第一条の二の規定により読み替えて適用される同法第二条第一項の排他的經濟水域をいう。以下この条において同じ。）とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の効力発生の日から施行する。

(日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条一の漁業に関する水域の設定に関する法律の廃止)

第二条 日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条一の漁業に関する水域の設定に関する法律（昭和四十年法律第百四十五号）は、廃止する。
(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴い、漁業に関する主権的権利の行使並びに海洋生物資源の保存及び管理を的確に行うための所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部改正
法律の対象水域について、条約の規定により我が国が漁業等に関する主権的権利を行使する水域の範囲について調整が行われるときは、その調整後の水域とすること。

2 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部改正
法律の対象水域について、条約の規定により我が国が海洋生物資源の採捕に関する主権的権利を行使する水域の範囲について調整が行われるときは、その調整後の水域とすること。

3 施行期日等
(一) この法律は、漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の効力発生の日から施行すること。

(二) 日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条一の漁業に関する水域の設定に関する法律を廃止すること。

二 議案の可決理由

本案は、漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う国内法の整備措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十年十二月十一日

農林水産委員長 穂積 良行
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

我が国水産業は、周辺水域における資源状況の悪化と外国漁船の無秩序な操業等による国内漁獲量の減少、水産物の輸入の増加等から、漁業経営が年々悪化し、これと相俟って、漁業者の高齢化、後継者不足等多くの困難に直面しており、その解決が緊急の課題となっている。

こうした中で、我が国漁業関係者は、国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、沿岸国主義に基づく新たな日韓漁業秩序の構築を強く求めてきたところであり、今国会に提出された新たな日韓漁業協定及び関連法案は、先に承認した新たな日中漁業協定とともに、今後の我が国水産業の将来を大きく方向づける内容を含んでいる。

よって政府は、新たな日韓漁業秩序の確立と水産業の健全な発展を図るため、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 我が国排他的經濟水域における韓国漁船の操業については、資源保護の徹底を期するため、資源及び漁業操業に重大な影響を与える漁法の禁止又は制限、禁漁期間の設定等の措置を講ずること。また、暫定水域においては、漁業種類別の最高操業隻数の適正な決定、漁法の規制等

の資源管理措置を講じ、特に、我が国漁業者にとって重要な漁場である大和堆については、重点的な規制を行うよう韓国との協議に努めること。

二 韓国漁船の違法操業の監視・取締については、水産庁、海上保安庁等関係機関の協力・連携を密にし、その強化を図るとともに、重点海域への取締船・巡視船の配備を充実する等により、迅速かつ的確な対応に努めること。また、暫定水域において、日韓両国の取締船等の連携強化等実効ある体制の構築が図られるよう、韓国との協議に努めること。

三 外国に対する漁獲割当数量を決定するに当たっては、国連海洋法条約の原則に則り資源状況を十分勘案するとともに、我が国漁業者に及ぼす影響に十分配慮すること。また、当該漁獲割当数量が厳に遵守されるよう、漁獲実績の正確な把握等適切な管理に努めること。

四 日本海、東シナ海、黄海における資源管理を的確に行うため、韓国、中国との間での協力を進めるとともに、将来的には日中韓三国による共同の資源把握及び資源管理の体制の構築を目指すこと。

五 新たな日韓漁業協定の発効に伴い、関係漁業者に生ずる影響を防止し、経営の安定を図る観点から、新協定下における我が国漁業の振興を図るための積極的な施策を講ずること。

六 水産資源を良好な状態で次代に引き継ぐことは、日韓両国の責務であることにかんがみ、水産資源の積極的な培養による資源回復を図るための事業を早急に実施すること。特に、我が国排他的経済水域における漁場の資源回復については、万全を期すること。右決議する。

平成十年十二月十一日 衆議院会議録第六号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
東京一〇五
番四号
大藏省印刷局
電話
03
(3587)
4294
定価
（送料）
（別冊）
本号一部
〇〇五
〇〇五
円